平成２１年（フ）第６６８号
堺市堺区大浜南町３丁１番13―804号
債務者　永田美津子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７１６号
堺市南区若松台１丁４番11―308号、前住所神戸市中央区下山手通８丁目９番16号　プチシャトウ下山手102号
債務者　木村　幸世
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７６７号
堺市中区福田527番地16
債務者　出田　三男
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７７７号
堺市北区東三国ヶ丘町２丁１番　サンヴァリエ金岡３―1003号、前住所堺市北区東三国ヶ丘町２丁１番１―407号
債務者　オークＣＯ．こと　谷和　孝幸
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７８０号
大阪府富田林市常盤町12番30号　Ｔ＆Ｔエイコーハイツ１階105号室
債務者　フィットこと　西村　浅二
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８０５号
大阪府松原市天美東９丁目２番４号
債務者　服部　泰英
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８１６号
大阪府松原市阿保３丁目17番41号
債務者　小林　清美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８２８号
堺市堺区市之町東４丁２番８号　八木ビル401号
債務者　大塚ミツ代
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８４５号
堺市堺区三宝町６丁298番地　錦荘３―１
債務者　信田　君子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５６号
大阪府富田林市錦織中１丁目13番13号　101
債務者　清水　健司
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８６０号
大阪府富田林市西板持町６丁目10番16号201
債務者　池田まゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８６２号
堺市東区白鷺町１丁12番29号
債務者　藤原美枝子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８６５号
堺市東区日置荘原寺町46番地２　301、前住所堺市中区堀上町147番地１　南海グリーンコート泉北深井215号
債務者　野間　兼一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８７４号
堺市中区福田649番地１
債務者　瀬戸山　梢
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８８１号
堺市堺区神南辺町１丁19番地　ホワイトヴィラ402号
債務者　遠地　典明
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８８４号
堺市堺区海山町２丁116番地１　ファミールハイツ堺Ⅱ番館1418号
債務者　松下　幹夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
愛媛県今治市南日吉町１丁目１番41号
債務者　村上　豊彌
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
松山地方裁判所今治支部